

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

標茶町長 佐藤 吉彦



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

標茶集落

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 2 3 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 41 経営体

個人 220 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

その他

6 地域農業の将来のあり方

6 次産業化

高付加価値化

新規就農の促進

